

水第4号議案 横浜市水道条例の一部改正

1 趣旨

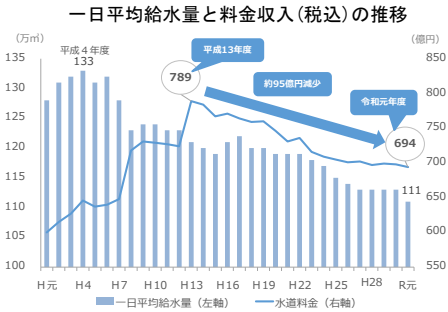
将来に向けて水道事業を持続可能なものとするため、水道料金等の改定を行うこととし、横浜市水道条例の一部を改正します。

2 水道料金改定の概要

(1) 水道料金改定の理由

節水機器の普及・高効率化や節水意識の高まり、企業のコスト削減などにより、1日当たりの平均給水量は平成4年度をピークに減少し続けています。

水需要の減少に加え、多量使用者の使用水量が減少していることから、水道料金収入は前回料金改定を行った平成13年度の789億円をピークに減少し続け、令和元年度は694億円と約95億円減少しています。今後人口が減少すると、料金収入は更に減少する見込みであり、厳しい財政状況にあります。



水道局では、平成13年度の料金改定以降、民間委託などの業務効率化を図り、職員数を約900人削減するなど、様々な経費削減の取組により、料金収入の減少に対応してきました。しかし、今後は職員数の大幅な削減を中心とする経費削減で対応することは困難な状況です。

こうした状況においても、水道施設の多くは昭和30年から40年代後半の高度経済成長期に整備したため老朽化が進んでおり、更新需要は増大しています。また、本市では、今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が82%とされており、大地震に備えて早急に耐震化を進める必要があります。さらに、近年の工事費上昇により、更新・耐震化の事業費は今後も高い水準で推移する見込みです。

特に今後は、次のような基幹施設の更新・耐震化について、着実に進めていく必要があります。

①昭和20年代から40年代にかけて整備した西谷浄水場については、施設の耐震化や処理能力増強、水源水質悪化への対応、また、コストの削減など運用の効率化に向けて再整備を進めます。これにあわせて、水源の相模湖から西谷浄水場へ水を運ぶ相模湖系導水路についても、耐震化や導水能力増強が必要であるため、改良事業を進めます。

②口径400mm以上の大口径管路は多くの水を送る管路であるため、災害等により管路が損傷すると、給水に大きな影響が生じます。

こうした大口径管路は総延長約9,300kmのうち約1,000kmを占めますが、そのうち約500kmはまだ耐震化されておらず、更新・耐震化のペースを早める必要があります。

今後水道局として、引き続き徹底した経営努力を進めてまいります。更新・耐震化を着実に進めることで、安全で良質な水道水を将来に向けて市民の皆さまにお届けし続けるため、水道料金の改定をお願いするものです。

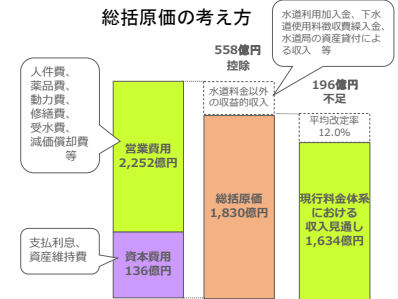
【経費削減等の取組事例】

- ・メーター検針業務などの委託化、組織再編による人件費の削減効果額 (平成13年度比 約94億円減 (令和元年度決算値))
- ・PFI方式活用による川井浄水場再整備の事業費削減 (約11億円)
- ・鶴ヶ峰浄水場の廃止による更新費用の削減 (約200億円)
- ・高利率の企業債の繰上償還による支払利息の削減 (約28億円)
- ・資産の有効活用等 (平成28年度～令和元年度の4年間で約16億円)

(2) 水道料金改定の実施時期及び平均改定率

料金改定実施時期 令和3年7月  
 ※ 継続利用のお客さまは9月検針分から新料金となります。  
 料金算定期間 令和3年9月～令和6年3月  
 平均改定率 12.0%  
 総括原価 1,830億円

総括原価の考え方



(3) 財政収支計画

料金改定を行わない場合、令和5年度末には、累積資金残額は72億円不足する厳しい経営状況となる見込みです。また、次期中期経営計画の最終年度である令和9年度末の累積資金残額の不足額は492億円まで拡大する見込みとなっています。

今回、平均改定率12.0%の料金改定を行った場合、中期経営計画の最終年度の令和5年度末には、累積資金残額は124億円まで改善する見込みです。また、次期中期経営計画の最終年度である令和9年度末の累積資金残額は、必要な施設整備を行った上で、1億円確保できる見込みです。



3 水道料金改定 (案)

(1) 水道料金体系

ア 口径別料金体系への移行

水道局では、市民の皆さまがいつでも水道水をお使いいただけるよう、必要とされる給水量に応じた規模の施設を整備し、維持管理しています。

また、一度に多くの水を使用する場合には、大きい口径のメーターを設置するなど、メーター口径はお客さまの使用水量に応じて設定しています。

こうした理由から、施設の整備や維持管理に要する経費を口径ごとの使用可能な水量に応じてご負担いただくため、現在一律790円の基本料金からメーターの口径に応じた基本料金とする口径別料金体系へ移行します。

また、水道事業は施設の整備や維持管理に必要な固定的な経費が全体の92%を占めていますが、これらの固定費は使用水量によって変動しない基本料金でできる限り賄うことが望ましいものと考えます。

将来に向けて水道事業を持続可能なものとするため、用途別料金体系から口径別料金体系に移行することで、基本料金での固定費の回収割合を現行27.0%から29.5%に高めます。

## イ 基本水量の廃止

現行は、基本料金に1か月につき8㎡の基本水量を含み、8㎡以内は水量にかかわらず料金は一律となっています。今後は、使用水量に応じて料金をお支払いいただく、公平で分かりやすい料金体系とするため、基本水量は廃止します。

## ウ 最低使用水量の廃止

最低使用水量とは、1か月の使用水量が規定水量に満たない場合でも、その水量までは使用したものとしてご負担いただく制度です。口径別への移行や基本水量の廃止に伴い、最低使用水量を廃止します。

## エ 基本料金及び従量料金の単価設定

### (ア) 一般用（旧家事用・旧業務用）の改定率

個々の使用者の改定率をできる限り平均改定率の12.0%に近づけるよう、口径ごとに基本料金と従量料金を設定します。

- ・全給水戸数の99%を占める口径13mm～25mmの改定率については、主に生活用水であることを考慮し、1か月当たりの平均使用水量における改定率を口径13mmでは10.7%、口径20mmでは11.5%、口径25mmでは11.9%とします。その他の使用水量においても平均改定率の12.0%を下回るようにします。
- ・全給水戸数の1%を占める口径40mm以上については、口径13mm～25mmの改定率を抑制したことにより、1か月当たりの平均使用水量における改定率を13.0%～13.9%とするとともに、その他の使用水量においてもできる限りの平準化を図ります\*。

※ 一度に多くの水を使用する可能性があるために大きな口径を付けているものの、実際の使用水量が極端に少ない場合などにおいては、改定率が平均改定率よりも大きくなる場合があります。

【参考】令和元年度の使用水量を基に年間の改定率を試算（ただし本市施設を除く）

14.0%～20.0%となるもの 135件（全体の約0.01%）  
20.0%を超えるもの 15件（全体の約0.001%）（そのうち、最大の改定率は27.0%）

### (イ) 公衆浴場用の改定率

公衆浴場の入浴料金は物価統制令により上限が定められていることなどから、公衆浴場用の水道料金はできる限り負担増とならないよう設定し、1か月当たり一律92円の増額とします。

## オ 新料金表（税抜・1か月当たり）

用途及びメーターの口径	基本料金	従量料金（1㎡につき）								
		1～8㎡	9～10㎡	11～20㎡	21～30㎡	31～50㎡	51～100㎡	101～300㎡	301～1000㎡	1001㎡～
一般用	13mm	840円	4円	48円	177円	253円	301円	327円	358円	413円
	20mm	845円								
	25mm	850円								
	40mm	10,150円	329円	364円	419円	463円				
	50mm	10,500円								
	75mm	10,900円								
	100mm	12,000円								
	150mm	30,000円								
200mm	42,000円	20円								
250mm	52,000円									
公衆浴場用	850円	4円	42円							

## 【参考1】現行の料金表（税抜・1か月当たり）

用途区分	基本料金	従量料金（1㎡につき）								
		0～8㎡	9～10㎡	11～20㎡	21～30㎡	31～50㎡	51～100㎡	101～300㎡	301～1000㎡	1001㎡～
家事用	790円	43円	158円	226円	269円	293円	320円	320円	320円	
業務用										42円
公衆浴場用										

口径	最低使用水量	最低使用水量適用時の支払額	
40mm～100mm	50㎡	50㎡	10,096円
150mm以上	100㎡	100㎡	24,746円

## 【参考2】計算例（口径40mmで最低使用水量50㎡ご使用の場合）（税抜・1か月当たり）

現行：10,096円 ①  
 新料金：基本料金10,150円＋従量料金1,250円（25㎡×50㎡）＝11,400円 ②  
 増加額（②－①）：1,304円 改定率（②÷①－1）：12.9%

## カ 各口径及び公衆浴場用における1か月当たりの平均使用水量における改定率（税抜）

口径等	給水戸数		平均使用水量における改定率【1か月】				
	戸数（戸）	構成比	平均使用水量	現行料金	新料金	増加額	改定率
13mm	218,019	11.91%	11㎡	1,034円	1,145円	+111円	10.7%
20mm	1,500,705	81.95%	15㎡	1,666円	1,858円	+192円	11.5%
25mm	100,563	5.49%	17㎡	1,982円	2,217円	+235円	11.9%
40mm	7,056	0.39%	150㎡	40,746円	46,050円	+5,304円	13.0%
50mm	3,390	0.18%	408㎡	128,598円	146,002円	+17,404円	13.5%
75mm	964	0.05%	795㎡	271,401円	308,305円	+36,904円	13.6%
100mm	293	0.02%	1,658㎡	616,168円	699,704円	+83,536円	13.6%
150mm	177	0.01%	3,400㎡	1,328,646円	1,510,300円	+181,654円	13.7%
200mm	63	0.00%	7,778㎡	3,119,248円	3,548,314円	+429,066円	13.8%
250mm	6	0.00%	8,993㎡	3,616,183円	4,119,859円	+503,676円	13.9%
公衆浴場用	62	0.00%	906㎡	38,506円	38,598円	+92円	0.2%

### (2) 福祉減免制度

料金改定後も従来のとおり基本料金を減免する制度は持続します（口径40mm以上の減免対象者については、口径25mmの基本料金を上限として減免します）。

ただし、基本水量（8㎡）の廃止に伴い、1～8㎡の従量料金については減免の対象外とします。

### 4 その他

今回の料金改定に合わせて、水道法施行令の一部改正に伴う改正など、所要の改正を行います。

### 5 施行日

令和3年7月1日（ただし、第9条第1項、第37条第2項及び第38条の規定については公布の日）

#### 【お客さまへの周知】

令和2年12月（議決後） 料金改定の詳細をホームページで周知  
 令和3年2月 「広報よこはま（市版）」にて、料金改定の内容を掲載  
 3～4月 水道メーター検針時に新料金表等のリーフレットを全戸配布